

評議員・役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人前平福社会（以下「法人」という。）の評議員・役員報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事をいう。

(評議員報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席した時は、1回につき5,000円を実弁費として支給し所得税については、源泉徴収を行う。

(役員報酬)

- 第4条 役員が理事長の招集に応じ理事会に出席した時は、各年度の総額が190,000円を超えない範囲で、1回につき5,000円を実弁費として支給し所得税については、源泉徴収を行う。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。
- 2 監事が監査のため出席した時は、1回につき5,000円を実弁費として支給し所得税については、源泉徴収を行う。
 - 3 役員が評議員会に出席した時は、1回につき5,000円を実弁費として支給し所得税については、源泉徴収を行う。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(費用弁償)

- 第5条 役員、評議員が第3・4条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 費用弁償は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改正

平成30年6月1日一部改正